



24.5.22

第 一 号



平成 24 年 5 月 21 日

国税庁長官

川北 力 殿

全国青年税理士連盟

会長 市木 雅之

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-2

代々木リビング 401 号

電話 03-3354-4162

## 国税通則法の改正（税務調査手続等関係）に関する要望書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約 3,000 名の青年税理士が参加する団体です。当連盟は納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

さて、ご承知のとおり、昨年 12 月 2 日に公布された「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」において、税務調査手続における現行の運用上の取扱いを「法令上明確化」するとの名目での国税通則法一部改正が行われ、この改正により税務調査手続が部分的に法定化されました。そして、法定化された規定については、平成 25 年 1 月 1 日以後に実施する税務調査から適用されますが、国税当局におかれましては事前通知を行わない場合の具体例等につき、施行日（平成 25 年 1 月 1 日）までに通達を発遣する予定であると聞き及んでおります。

当連盟は、納税者の立場による適正な手続保障規定を確立すべきであるとの観点から、下記に記す意見につき、本来は法律による改正を望むものではありますが、現行法を前提とする以上、当面は可能な限り運用面で不明確な部分や納税者に不利な部分は手当てがなされるべきであると考えます。

そこで、当面の税務調査手続における運用について、当連盟の意見を提言すべく、ここに要望します。

### ○ 事前通知について（通則法 74 条の 9、74 条の 10、同施行令 30 条の 4）

- ・事前通知は、調査開始日の一定期間（少なくとも 14 日）前までに行い、口頭ではなく文書により通知すること。
- ・通則法 74 条の 9②に規定する「…協議するよう努めるものとする」の取扱いについては、努力義務ではなく、原則として「協議するものとする」ことを運用上、徹底すること。
- ・事前通知に際して、税務代理権限を有する税理士がいる場合には、国税局や税務署の違いに関わらず、統一して納税者に先立って当該税理士に通知すること。
- ・事前通知を行わない例外規定は、厳格な要件を定めた上で限定列举とし、業種や業態な

ど、個々の納税者に直接基因しない理由による無予告調査を行わないこと。

- ・調査に際しては、税理士の選任及び立会いを求める権利があることを納税者に教示すること。
- ・事前通知に際しては、調査の目的だけではなく、納税者に対して何故、税務調査を行うのかという調査の必要性が理解できる、合理的で具体的な調査の理由も通知すること。
- ・事前通知に際しては、調査の開始日時だけではなく、調査終了予定日もしくは調査日数、臨場する時間についても通知すること。
- ・調査の対象年分についての基準を明確化し、期間は原則として3年以内とし、除斥期間にはこだわらないこと。
- ・調査の対象物件については、できる限り具体的に明示すること。
- ・事前通知事項として納税者に通知していなかった事項については、原則として調査をしてはならないこと。

#### ○ 是認通知について（通則法74条の11①）

- ・調査の結果、非違事項が少額につき申告を是認する場合や簡単な指導事項のみで修正申告等に至らない場合においても、書面によりその旨を通知すること。
- ・法人税と同時に消費税や源泉所得税等の調査を行った場合に、一部の税目に非違があったとしても、非違がなかった税目があればその旨を通知すること。

#### ○ 調査結果の説明について（通則法74条の11②③）

- ・調査の結果、更正決定すべきと認められる場合も、納税者の理解を得るために書面によりその調査結果の内容を通知すること。
- ・調査結果の説明をする際には、納税者の弁明の機会を保障すること。
- ・修正申告等の勧奨は、納税者の自主申告権を尊重し、必要最小限に留め、いやしくも強要するような姿勢で臨んではならないこと。
- ・修正申告等の勧奨の際の書面交付は、調査担当官が、その法的効果を口頭により納税者に充分な理解と納得を得られるよう説明を尽くした上で行うこと。
- ・修正申告の勧奨の際には、修正申告後の更正の請求に対する処分については不服申立てが可能であることも説明すること。
- ・修正申告等の提出により地方税にも影響を及ぼす場合は、地方税が課税される旨の教示も併せて行うこと。
- ・調査終了後の通知は、納税義務者の同意があれば税理士に対して通知することができる」とされているが、税務代理権限を有する税理士がいる場合には、通常、納税者の同意があるものとして取り扱うこと。

#### ○ 再調査について（通則法74条の11⑥）

- ・再調査の実施は、納税者の自主申告の尊重を蔑ろにし、納税者と国との信頼関係を裏切るものとなりかねないため、信義則や受忍義務との比較衡量をしてもなお課税の公平等の見地から再調査により解明をすべき著しい不合理がある場合に限るものとし、その必

要性を納税者に充分に説明し同意を得た上で行うものとすること。

○ 納税者等から提出された物件の留置きについて（通則法74条の7、同施行令30条の3）

- ・提出された物件の留置きについては、その必要性を明示の上、最小限にとどめ、あくまで納税者の同意を得て行うこと。
- ・留置いた物件については、可能な限り最短期間にて返還すること。
- ・留置いた物件については、返還予定日を明示し、その予定日内であっても納税者の業務の都合等による返還請求があった場合には応じること。

○ 帳簿書類等の「提示」、「提出」について（通則法74条の2～6）

- ・「提示」、「提出」を求める際には、その必要性を納税者に明示し、納税者の合理的な理由による拒否は当然において認められるものとすること。
- ・帳簿書類等のコピーはむやみに要求してはならず、やむを得ず行う場合は、実費精算その他のルールを明らかにした上で行うこと。
- ・電子メール等の電子データについては、原則として調査対象としてはならず、やむを得ず調査対象とする場合の事業関連性の判断は、あくまで納税者が行うこと。
- ・「提示」、「提出」は、あくまでも調査対象者の所得計算等の確認のために求めるものであり、いわゆる「横目資料」を収集し、他の取引先の調査活用のための「資料とり」を目的として行わないこと。
- ・納税者の同意を得た任意の帳簿書類等の「預かり」に際しては、統一フォームによる「預かり証」の作成及び交付を行い、納税者からの返還要請があったときは速やかに応じるものとすること。

○ 処分の理由附記について（通則法74条の14）

- ・処分の理由附記は、納税者が理解し易い表現や表示方法にて、その処分の根拠と理由、計算方法等を個別具体的に明示すること。
- ・白色申告者に対する処分の理由附記についても、特段の理由がない限り青色申告者と区別をすることなく同じレベルでの理由附記をすること。
- ・理由附記に伴う課税当局側の事務負担の回避等をための修正申告等の勧奨を行ってはならないこと。

○ その他

- ・反面調査は、納税者本人の調査によって実態が把握できない等、やむを得ない場合に限り、納税者に事前通知の上、納税者の同意を得て、納税者の協力あるいは立会いのもとで行うこととすること。
- ・税務調査には、標準調査期間（調査開始の日から1ヶ月、事案が複雑な場合などやむを得ない事情がある場合にはその理由を示し、納税者の同意を得て最大6ヶ月）を設けて、原則として期間を超えてはならないものとすること。
- ・標準調査期間内であっても、速やかに税務調査を終了するよう努め、不必要に税務調査

を引き延ばしたりして、納税者に過度の負担を強いないよう最大限努力すること。特に今回の改正により加えられた納税者等から提出された物件の留置き等の意義に鑑み、納税者等から提出された物件の留置き等を行った場合は、納税者の業務の影響等を踏まえ、速やかな税務調査の終了に特段に努めなければならないものとすること。

以上